

平成27年度鶴ヶ島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

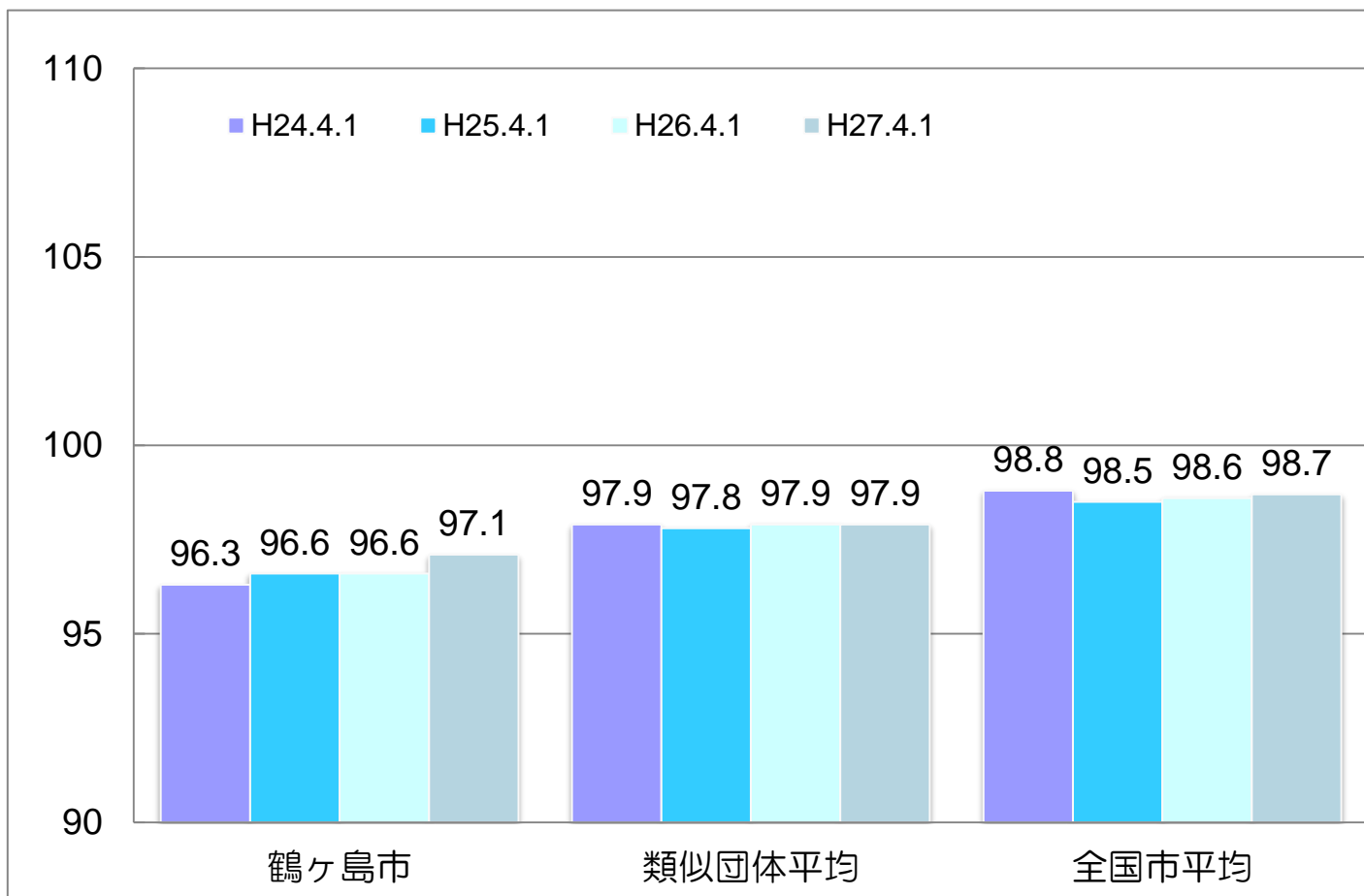
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 70,184	千円 20,450,338	千円 809,901	千円 3,927,062	% 19.2%	% 18.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	千円	千円
26年度	人 387	千円 1,531,374	千円 391,552	千円 619,618	千円 2,542,544	千円 6,570	千円 5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当が含まれていません。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年1月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2.02%引下げ。高齢層については最大5.9%引下げ。激変緩和のため、平成30年3月31日までの間経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準10%に対し、鶴ヶ島市においても10%を支給

(実施時期) 平成26年度の鶴ヶ島市における支給割合と国基準における制度完成時の支給割合が同様であるため見直しは実施しない。

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)
国基準による支給割合	10%	10%	10%
鶴ヶ島市の支給割合	10%	10%	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当は制度なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)
鶴ヶ島市	44.5	333,700	432,593	397,527
埼玉県	43.3	335,158	427,918	383,875
国	43.5	334,283	-	408,996
類似団体	42.3	319,936	394,984	355,183

②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国ベース) (円)
鶴ヶ島市	53.9	7	329,100	385,900	376,614
うち学校給食調理員	-	-	-	-	-
うち自動車運転手	***	1	***	***	***
埼玉県	54.5	341	352,609	409,436	393,587
国	50.2	2,994	289,141	-	328,318
類似団体	50.0	32	317,404	355,113	338,663

区 分	民間			参考（年収ベース試算値）			
	対応類似 民間職種	平均年齢	平均給与月額 (B) (円)	A/B	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鶴ヶ島市	-	-	-	-	-	-	-
うち学校給食調理員	-	-	-	-	-	-	-
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	57.5	200,300	***	***	***	***

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年度の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※ 個人を特定する可能性のある項目は、保護のため***と表示しています。（以下の項目でも同じ）

（注）1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		鶴ヶ島市 (円)	埼玉県 (円)	国 (円)
一般行政職	大 学 卒	180,800	180,800	174,200
	高 校 卒	151,800	146,500	142,100
技能労務職	高 校 卒	175,250	149,000	-

(注) 1 技能労務職については、職種と採用時の年齢により決定するため、平均額を表示しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

区分		経験年数10年 (円)	経験年数15年 (円)	経験年数20年 (円)	経験年数30年 (円)
一般行政職	大 学 卒	272,464	313,838	342,978	408,175
	高 校 卒	***	***	311,964	361,455

(注) 1 大学卒の経験年数10年及び15年、高校卒の経験年数20年及び30年については該当者が3人以下であるため、近似の経験年数の職員も含めて算出しています。

高校卒の経験年数10年及び15年については、近似の年数を含めても該当職員が3人以下のため、表示していません。

2 技能労務職については、それぞれ近似の勤続年数の職員を含めても該当職員が3人以下のため、表示していません。

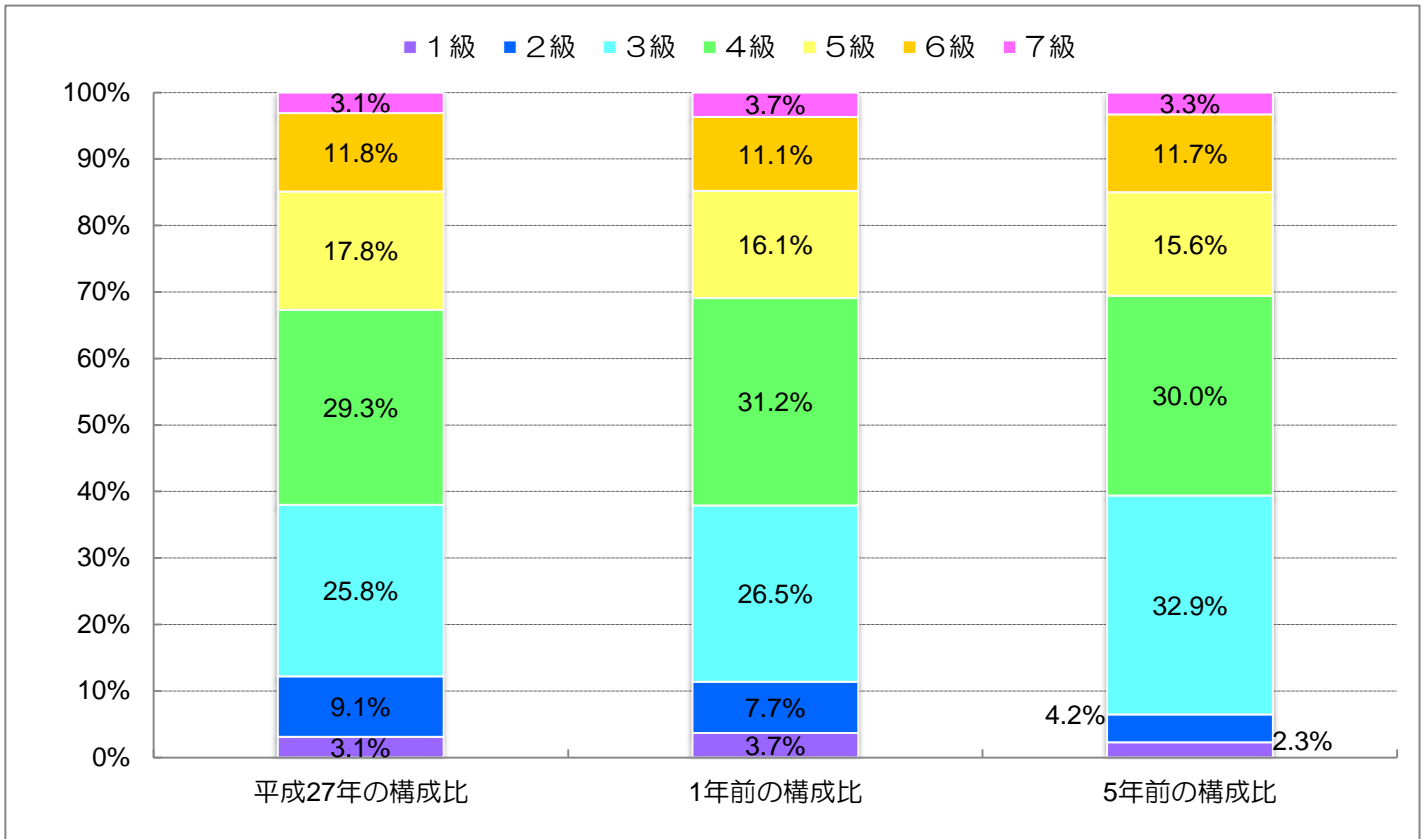
3 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長、参事	(人) 9	(%) 3.1	(円) 367,500	(円) 469,600
6級	課長、主席主幹	(人) 34	(%) 11.8	(円) 322,100	(円) 437,600
5級	主幹	(人) 51	(%) 17.8	(円) 290,700	(円) 418,500
4級	主査	(人) 84	(%) 29.3	(円) 263,500	(円) 404,100
3級	主任	(人) 74	(%) 25.8	(円) 224,600	(円) 362,600
2級	主事	(人) 26	(%) 9.1	(円) 187,700	(円) 309,200
1級	主事補	(人) 9	(%) 3.1	(円) 151,800	(円) 244,900

(注) 1 鶴ヶ島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

前1年間の勤務成績が標準より劣る職員について昇給号給数を抑制

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鶴ヶ島市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,567 千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,649 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

鶴ヶ島市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 20,196 千円	

(注) 1 鶴ヶ島市は埼玉縣市町村総合事務組合に加入しており、支給率については同組合の条例に基づくものです。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		171,204 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		413 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
鶴ヶ島市	10 %	415 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		97.1	
（ラスパイレス指数）		（97.1）	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

【補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出します。】

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		1,310 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		24,249 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		13.0 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26年度決算）	左記職員に対する支給単価
徴収等事務手当	税務課 収税対策課等	訪問して市税等の賦課に関する調査 または滞納分の徴収事務に従事した職員	105 千円	日額250円
		訪問して動産の差押えまたは 差押物件の引揚げの業務に従事した職員		
防疫作業手当	福祉関係職員 生活環境課等	感染症等患者または感染症等の 疑いのある患者の救護に従事した職員	0 千円	日額500円
		感染症等が発生し、または発生するお それがある場合における感染症等の病 原体の付着した物件または付着してい る疑いがある物件の処理に従事した職 員		
		感染症等の病原体を有する 獣畜に対する防疫に従事した職員		
		人体に有害な薬品を使用して 行う植物の防疫に従事した職員		
社会福祉業務手当	福祉政策課	福祉事務所に勤務し、生活保護に関する 現業を行う職員及び指導監督を行う職員	1,206 千円	日額150円
	各保育所、発育支援センター	保育業務に従事する保育士		日額100円
行旅病人等取扱手当	福祉政策課	行旅病人の取扱いまたは 収容業務に従事した職員	0 千円	1回または1日1,500円
		行旅死亡人または変死人の取扱い または収容業務に従事した職員		1回または1日3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	99,146 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	337 千円
支給実績（25年度決算）	86,970 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	291 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当での支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	（月額） ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のいない場合の1人目 11,000円 ・満16～22歳の子に対する加算 6,500円	同		48,296,306	228,892
住居手当	・自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 月額上限27,000円	同		16,717,080	309,576
通勤手当	・通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員 運賃等相当額 ・通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員（片道2km以上） 月額2,000円～24,500円	同		19,535,413	54,416
管理職手当	管理または監督の地位にある職員 月額62,000円～36,000円	同		55,622,636	492,236
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員 日額4,600円 （1月1日及び12月31日 日額9,900円） （1月2日、3日及び12月30日 日額9,200円） （12月29日 日額8,200円）	異	日額 国：4,200円	727,600	5,124

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市長	873,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000 円/ 440,000 円	
	(- 円)			
報 酬	副市長	741,000 円	885,000 円/ 375,000 円	
	(- 円)			
報 酬	議長	431,000 円	737,000 円/ 310,000 円	
	副議長	362,000 円	653,000 円/ 245,000 円	
	議員	327,000 円	591,000 円/ 222,000 円	
期 末 手 当	市長 副市長	(26年度支給割合) 4.10 月分		
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 4.10 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額 × 在職月数(48月) × 35/100 × 115/100 = 16,866,360円		任期ごと
	副市長	給料月額 × 在職月数(48月) × 21/100 × 115/100 = 8,589,672円		任期ごと
	備考			

(注) 1 給料の括弧内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

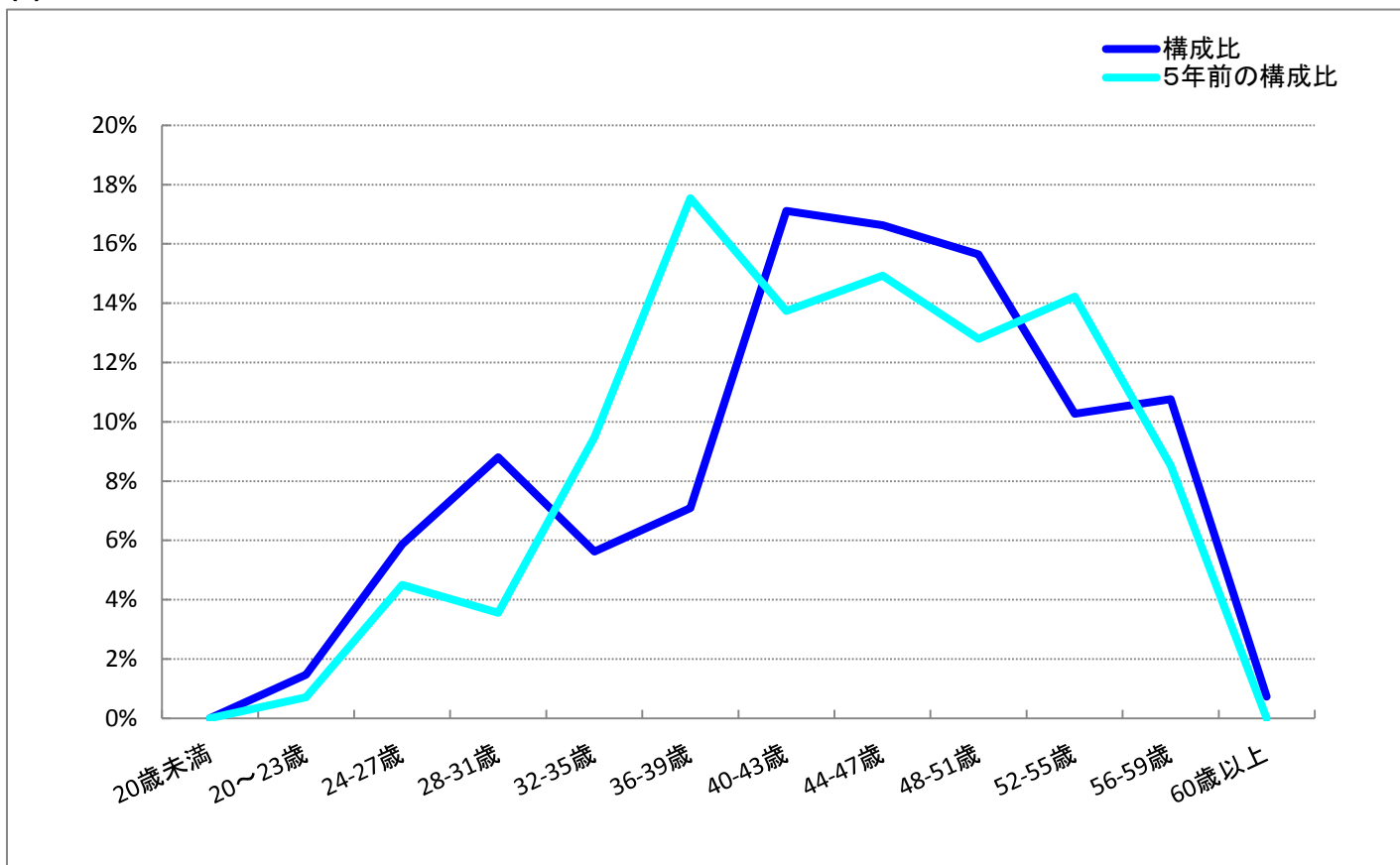
(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	5	5	0	
	総務	116	105	11	業務量の増加に伴う増員
	税務	32	31	1	業務量の増加に伴う増員
	民生	95	94	1	業務量の増加に伴う増員
	衛生	26	24	2	業務量の増加に伴う増員
	労働	1	1	0	
	農林水産	9	10	△ 1	業務の統廃合による減員
	商工	2	2	0	
	土木	53	54	△ 1	業務の統廃合による減員
	一般行政小計	339	326	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.30 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 53.66 人
教育部門	48	65	△ 17	事務の統廃合による減員	
小計	387	391	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.14 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 71.58 人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	国保事業	11	11	0	
	介護保険事業	9	11	△ 2	
	その他	2	3	△ 1	
	小計	22	25	△ 3	
合計	409 [504]	416 [504]	△ 7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.27 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 括弧内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	0	6	24	36	23	29	70	68	64	42	44	3	409

(3) 職員数の推移

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		309	308	314	316	326	339	30 (1.1%)
教育		87	86	87	79	65	48	△ 39 (△ 44.8%)
普通会計 計		396	394	401	395	391	387	△ 9 (△ 2.3%)
公営企業等 会計 計		27	26	25	26	25	22	△ 5 (△ 18.5%)
総合計		423	420	426	421	416	409	△ 14 (△ 3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。